

当院の施設基準の届出について

当院では下記の内容を施設基準として、届出を地方厚生局へ行っています。

1、歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフが在籍しています。

2、機能強化加算

「かかりつけ医」機能を有する医院として機能強化加算を算定しており、以下の取り組みを行っています。

- ・受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握するため、お薬手帳のご提示をお願いする場合があります。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関へのご紹介を行ないます。
- ・健康診断の結果など、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。
- ・診療時間外を含む緊急時の対応方法について、情報提供します。

3、歯科外来診療医療安全対策加算

- ・安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき十分な装置・器具等（自動体外式除細動器（AED））
- ・経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）・血圧計・救急蘇生セット）を整備しています。
- ・診療における偶発症等緊急時等に対応するために連携している医療機関の名称
- ・医療安全対策に係わる研修の受講ならびに従業者への研修の実施を行っています。

4、歯科外来診療感染対策加算

院内感染管理者が配置され、院内感染防止布対策に係る研修を受けており、歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛来する細かな物質を吸収できる環境を保有しています。

5、口腔管理体制強化加算

当院は、「口腔管理体制強化加算」の施設基準を満たした医院に認定されています。

- ・虫歯や歯周病予防のためのPMTC（専門的な歯のクリーニング）やフッ素塗布を保険適用で提供しています。
- ・訪問診療による口腔ケアやリハビリを、保険適用で提供しています。
- ・歯科疾患の重症化予防や、高齢者対応に関する研修を受けた歯科医師が在籍しています。

6、歯訪問

歯科訪問診療（歯訪問）とは、身体的や精神的理由で歯科医院に通院ができない患者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅や介護施設、病院などに訪問して治療を行う制度であり、当院は行っています。

7、CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMとよばれるコンピューター支援設計・製造ユニットを用いて作製される冠（被せ物）やインレー（詰め物）を用いて治療を行っています。

8、クラウン・ブリッジの維持管理

当院で装着した冠（被せ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

9、医療情報取得加算

マイナンバーカードによるオンライン資格確認システムを導入しています。このシステムにより、患者さまの医療情報（受診歴、服薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得し、より安全で適切な診療を提供できる体制を整えています。

マイナンバーカードをお持ちの患者さまは、受付時にご提示いただくことでスムーズな確認が可能になります。

10、医療DX推進のための体制整備（医療DX） オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

11、一般名での処方について

特定の薬が不足した場合でも、必要な薬を確保しやすくするため、後発医薬品がある薬については、患者様に説明したうえで商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

12、緊急時の連携保険医療機関

医療機関の名称	町田市民病院
所在地	〒194-0023 東京都町田市旭町2丁目15-41
緊急時の連絡	042-722-2230